

第490回 岡山地方最低賃金審議会資料

資料目次

岡山地方最低賃金審議会委員名簿（第56期）	資料No.1
特定最低賃金改正に関する申出一覧表	資料No.2
経済財政運営と改革の基本方針2021（概要版）	資料No.3
経済財政運営と改革の基本方針2021（関係部分抜粋）	資料No.4
成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（関係部分抜粋）	資料No.5
審議会等に係る議事録等の公開について	資料No.6
岡山地方最低賃金審議会運営規定	資料No.7
生産性向上のヒント集	資料No.8

岡山地方最低賃金審議会委員名簿

令和3年4月1日任命

岡山労働局

区分	氏名	現職
公益代表	岡崎伸二 おかざき しんじ	(株)山陽新聞社 執行役員論説委員会主幹
	片山裕之 かたやま ひろゆき	弁護士
	西田和弘 にしだ かずひろ	岡山大学学術研究院法務学域 教授
	益田佐和子 ますだ さわこ	岡山家庭裁判所 家事調停委員
	横山純子 よこやま じゅんこ	弁護士
労働者代表	浅山里奈 あさやま りな	UAゼンセン 岡山県支部 次長
	小橋政次 こばし まさじ	自動車総連 岡山地方協議会 事務局長
	小林陽一 こばやし よういち	日本労働組合総連合会 岡山県連合会 副事務局長
	内藤陽介 ないとう 陽介	電機連合 岡山地方協議会 副議長
	の野瀬仁志 ののせ ひとし	日本基幹産業労働組合連合会 岡山県本部 幹事
使用者代表	石黒和之 いしぐろ かずゆき	(株)共立精機 代表取締役社長
	鶴海元 つる鶴み海 はづめ	カーツ(株) 監査役
	錦織勝輝 にしきおり かつてる	ナカシマプロペラ(株) 人事部 部長
	西谷治朗 にしたに じじろう	岡山県経営者協会 専務理事
	檜野博通 ひのき ひろみち	(株)天満屋 コーポレート部門 人事総務管掌執行役員

(注)五十音順

令和3年度 特定最低賃金改正に関する申出一覧表

番号	最低賃金の件名	設定区分	申出者 (申出のケース)	適用範囲	a	申出(合意)労働者数(人)	提出年月日
					b	適用労働者数(人)	
					a/b	申出(合意)労働者数の比率%	
1	岡山県 耐火物製造業最低賃金	改 正	岡山県耐火物製造業最低賃金連絡会 (公正競争ケース)	215 耐火物製造業 210 上記産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 7282 純粋持株会社	a	1,169	2021/6/21
					b	1,830	
					a/b	63.9%	
2	岡山県 鉄鋼業最低賃金	改 正	日本基幹産業労働組合連合会 岡 山 県 本 部 (労働協約ケース)	22 鉄鋼業 (2251銑鉄鋳物製造業(鉄管、可鍛鉄を除く)及び 当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 を除く。) 7282 純粋持株会社	a	5,077	2021/6/21
					b	6,392	
					a/b	79.4%	
3	岡山県 空気圧縮機・ガス圧縮機・ 送風機、家庭用エレベータ、 冷凍機・温湿調整装置、 玉軸受・ころ軸受、 農業用機械・縫製機械、 生活関連産業用機械、 基礎素材産業用機械、 半導体・フラットパネル ディスプレイ製造装置、 真空装置・真空機器、 他に分類されない生産用 機械・同部分品、 事務用機械器具、 サービス用・娯楽用機械 器具製造業 最低賃金	改 正	岡山県一般機械器具最低賃金連絡会 (公正競争ケース)	2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業 2532 エレベーター・エスカレータ製造業のうち家庭用エレベーター製造業 2535 冷凍機・温湿調整装置製造業 2594 玉軸受・ころ軸受製造業 261 農業用機械製造業(農業用器具を除く) (農業用トラクタ製造業を除く。) 2635 縫製機械製造業 264 生活関連産業用機械製造業 (2645包装・荷造機械製造業を除く。) 265 基礎素材産業用機械製造業 (2652化学機械・同装置製造業を除く。) 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 2693 真空装置・真空機器製造業 2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業 271 事務用機械器具製造業 272 サービス用・娯楽用機械器具製造業 250 } 260 } 270 } 上記産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 7282 純粋持株会社	a	2,890	2021/6/21
					b	4,984	
					a/b	58.0%	
4	岡山県 電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金	改 正	岡山県電気機械器具最低賃金連絡会 (公正競争ケース)	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 (2922内燃機関電気製造業のうち自動車用組電線製造業 及び2973医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 を除く。) 30 情報通信機械器具製造業 7282 純粋持株会社	a	5,588	2021/6/21
					b	9,579	
					a/b	58.3%	
5	岡山県 自動車・同附属品製造業 最低賃金	改 正	岡山県自動車・同附属品製造業 最 低 賃 金 連 絡 会 (公正競争ケース)	311 自動車・同附属品製造業 310 上記産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 7282 純粋持株会社	a	9,035	2021/6/21
					b	13,619	
					a/b	66.3%	
6	岡山県 船舶製造・修理業、船用 機関製造業最低賃金	改 正	日本基幹産業労働組合連合会 岡 山 県 本 部 (労働協約ケース)	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3131船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、 木製漁船製造・修理業、3133舟艇製造・修理業を除く。) 310 上記産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 7282 純粋持株会社	a	2,813	2021/6/21
					b	3,077	
					a/b	91.4%	
7	岡山県 各種商品小売業最低賃金	改 正	UA ゼンセン 岡山県支社 (公正競争ケース)	56 各種商品小売業 7282 純粋持株会社	a	4,232	2021/6/21
					b	4,545	
					a/b	93.1%	

※ 「7282 純粋持株会社」については、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各適用範囲の産業に分類されるものに限る。

経済財政運営と改革の基本方針2021～日本の未来を拓く4つの原動力～

（令和3年6月18日 定議閣決議）

日本を取り巻く環境変化

- 世界経済の変化：単なる景気回復に留まらず、経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化がダイナミックに発生
◆カーボニュートラル、◆デジタル化、◆国際的な取引関係、国際秩序の新たな動き
- 国内の未来に向けた変化：これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンス
◆柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、◆環境問題への意識の高まり、◆東京一極集中変化の兆し

内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る

感染症の克服と経済の好循環

グリーン社会の実現

- ◆グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起
- ◆脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策
- ◆成長に資するカーボンプライシングの活用

官民挙げたデジタル化の加速

- ◆デジタル・ガバメントの確立
- ◆民間部門におけるDXの加速
- ◆デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策

日本全体を元気にする活力ある地方創り

- ◆地方への新たな人の流れ、多核連携、分散型国づくり
- ◆活力ある中堅・中小企業・小規模事業者、賃上げ
- ◆観光・インバウンド、農林水産業、スポーツ・文化芸術
- ◆少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現
- ◆結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現
- ◆未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策

防災・減災、国土強靭化 東日本大震災等からの復興

4つの原動力を支える基盤づくり

- 質の高い教育、イノベーション、女性、若者、セーフティネット、孤独・孤立対策、働き方改革、リカレント教育、経済安全保障、経済連携、対日直接投資、外国人材、外交・安全保障、安全で安心な暮らし

成長を生み出す4つの原動力の推進

改革の進捗等と感染症で顕在化した課題

個別分野ごとの改革

- ◆全世代型社会保障改革、国と地方の役割分担、文教・科学技術、社会資本整備、税制改革

更なる推進のための枠組

- ◆「経済あつての財政」の下、デフレ脱却・経済再生に全力。
 - ◆財政健全化目標（2025年度PB黒字化等）の堅持
- ※本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、目標年度を再確認

- ◆2022～24年度の3年間これまでと同様の歳出改革努力（歳出の目安）を継続

経済財政運営と改革の基本方針2021 ① 感染防止、経済好循環

● 感染症に対し強靭で安心できる経済社会の構築

- ・ 医療提供体制の強化
 - ▷ より強力な司令塔の下での緊急時対応、感染症患者を受け入れる医療機関への支援、病床・医師等の確保
 - ・ ワクチンについての取組
 - ▷ 希望する高齢者への接種を本年7月末を念頭に完了、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す
 - ▷ 効果的な治療法、国産治療薬の研究開発・実用化の支援及び国産ワクチンの研究開発体制・生産体制の強化を進める
 - ・ 感染症有事に備える取組について、より実効性のある対策を講じることができるように、法的措置を速やかに検討。行政の体制強化。

● 経済の好循環の加速・拡大

- ・ 感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。
- ・ 成長分野への民間投資を大胆に喚起しながら、守りから攻めの政策へと重心を移す。
 - ▷ 世界経済が回復していく中で、外需を日本の成長に取り込んでいく。
 - ▷ 事業者支援：事業継続支援、財務基盤の強化、事業再構築支援、観光支援 等
 - ▷ 雇用と生活への支援：円滑な労働移動、人的投資支援、重層的なセーフティネット
 - ▷ ワクチンの接種証明について速やかに検討

経済財政運営と改革の基本方針2021 ② 4つの原動力 I

1. グリーン社会の実現

2050年カーボンニュートラル、2030年度のGHG削減目標の実現に向け、①脱炭素を軸として成長に資する政策を推進、②再生可能エネルギーの主力電源化を徹底、③公的部門の先導により必要な財源を確保しながら脱炭素実現を徹底

- グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起
グリーンイノベーション基金等による脱炭素化投資支援、グリーン国際金融センターの実現
- 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策
3E+Sの考え方を大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す
- 成長に資するカーボンプライシングの活用
産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長戦略に資するものに躊躇なく取り組む

2. 官民挙げたデジタル化の加速

- デジタル・ガバメントの確立
デジタル庁の設立、マイナンバーカードの普及・利活用拡大、行政データ提供のワンストップ化、データ・プラットフォームの整備、ベース・レジストリの早期構築、行政手続のオンライン化
- 民間部門におけるDXの加速
5Gの整備加速、ポスト5G・Beyond5Gの研究・開発、携帯電話市場の競争環境整備、データセンター等の拠点整備、企業のデジタル投資への支援、IT導入サポートの拡充、AI・IoT・ビッグデータの活用
- デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策
教育プログラムの充実（経済界・教育機関等と協力）、デジタル人材プラットフォームの構築、デジタル活用に不安のある高齢者等への支援の充実、サイバーセキュリティ対策の強化（次期サイバーセキュリティ戦略の策定、技術開発、人材育成、産学官連携拠点の形成）

経済財政運営と改革の基本方針2021 ③ 4つの原動力Ⅱ

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

- 地方への新たな人の流れの促進
都市部人材の地方移住・定着促進、サテライトオフィスの整備等、ふるさと納税等地域の取組後押し
- 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出
生産性向上に取り組む企業への支援、規模拡大支援、地域コミュニティの持続的発展、中小企業への周知の強化、下請取引の適正化
- 賃上げを通じた経済の底上げ
賃上げしやすい環境整備に一層取り組む、最低賃金についてより早期に全国加重平均1000円を目指す
- 観光・インバウンドの再生
地域観光事業支援、収益性・生産性の向上、安心・安全な旅行環境整備
- 輸出を始めとした農林水産業の成長産業化
マーケットイン・マーケットメイクの輸出戦略、みどりの食料システム戦略の推進、生産基盤の確保・強化
- スポーツ・文化芸術の振興
全ての国民が気軽にスポーツできる環境の整備、文化資源の持続的な活用促進
- スマートシティを軸にした多核連携の加速
2025年まで多様で持続可能なスマートシティを100地域構築
- 分散型国づくりと個性を活かした地域づくり

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

- 結婚・出産の希望を叶え、子育てしやすい社会の実現
男性の育休取得促進、結婚支援、子育て支援、子育て政策パッケージを年内策定
- 未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策
困難を抱える子供への支援への支援への支障のないような体制の構築（行政組織の創設）

経済財政運営と改革の基本方針2021

④ 4つの原動力を支える基盤づくり

- デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進
教育のハード・ソフト・人材の一体改革推進、大学ファンドの10兆円規模への拡充への目途を立てる
- 女性の活躍
 - 「字型カーブ解消に向けた取組、理工系分野における女性の活躍支援
 - 若者の活躍
 - 多様な働き方の実現、リカレント等の強化、博士課程学生の待遇向上、若手研究者の起業・兼業の促進
 - セーフティネット強化、孤独・孤立対策等
 - 第2のセーフティネットの見直し、孤独・孤立・孤立対策、共生社会づくり、就職氷河期世代支援
 - 多様な働き方に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実
 - フェーズIIの働き方改革、コードポリュームガバナンス改革、リカレント教育等人材教育の抜本強化
 - 経済安全保障の確保等
 - 自律性の確保・優位性の獲得、重要技術の特定・保全・育成、基幹的な産業の強靭化、体制整備・強化
- 戰略的な経済連携の強化
 - グリーン・デジタル分野等でのルール作り、SDGsの取組、TPP等経済連携の拡充・強化
 - 成長力強化に向けた対日直接投資の推進、外国人材の受け入れ・共生
 - 新たな倍増目標達成に向けた対日投資促進、国際金融センターの実現、高度外国人材の受け入れ・活躍推進等
 - 外交・安全保障の強化
 - 安全で安心な暮らしの実現

経済財政運営と改革の基本方針2021 ⑤ 経済・財政一体改革

- 経済・財政一体改革の進捗・成果と感染症で顕在化した課題
 - ・感染症は、緊急時・平時間での医療人員・資源の配分のあり方、行政のデジタル化やオンライン教育についての自治体間格差等、様々な課題を浮き彫りに。
- 分野ごとの改革
 - ・社会保障改革（感染症を機に進める新たな仕組みの構築、団塊の世代の75歳入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革）
 - ・国と地方の新たな役割分割等（国と都道府県・大都市圏における都道府県間・都道府県と市町村の関係について地方制度調査会等において検討）
 - ・デジタル化等に対する文教・科学技術の改革、生産性を高める社会資本整備の改革、経済社会の構造変化に対応した税制改革等
- 更なる推進のための枠組構築等
 - ・「経済あつての財政」の考え方の下、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す。
 - ・骨太方針2018の財政健全化目標（2025年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す）を堅持。
 - ・同様に感染症による経済財政状況を踏まえ、本年度内に、感染症の経済財政への影響を検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認。
 - ・歳出の目安については、2022年度から2024年度までの3年間、これまでと同様の歳出改革努力を継続。
 - ・将来のあるべき経済社会に向けた構造改革・対外経済関係の基本的考え方を、専門調査会を設置し、取りまとめ。

経済財政運営と改革の基本方針2021

⑥ 当面の経済財政運営・予算編成

● 当面の経済財政運営について

- ・ 引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染の症対策予備費の活用により機会に臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。
- ・ 日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

● 令和4年度予算編成に向けた考え方

- ・ 目安に沿った予算編成を行う。
 - ▷ 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにあわせて方針とされることは、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。
 - ▷ 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。
 - ▷ 地方の歳出水準については、国的一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
- ・ グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う。

経済財政運営と改革の基本方針 2021

(令和3年6月18日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

1. 経済の現状と課題

(当面の経済運営の課題)

今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないと強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。雇用を確保しつつ成長分野への円滑な労働移動を促進するとともに、賃上げモメンタムを維持・拡大し、成長と雇用・所得拡大の好循環を目指したマクロ政策運営を行っていく。

同時に、感染症により厳しい影響を受けた女性や非正規雇用の方々、生活困窮者、孤独・孤立状態にある方々などへのきめ細かい支援を継続し、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながらないよう、目配りの効いた政策運営を行っていく。

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

(1) 感染症に対し強靭で安心できる経済社会の構築

(略)

ワクチンについて、感染症の発症を予防し、死者・重症者の発生をできる限り減らすため、医療従事者等への接種を進め、大規模接種も活用して、希望する高齢者への接種を本年7月末を念頭に完了させる。また、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す。引き続き、効果的な治療法、国産治療薬の研究開発・実用化の支援及び国産ワクチンの研究開発体制・生産体制の強化を進めるとともに、新たな感染症に備え、国内のワクチン開発・生産体制の強化のため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を着実に推進する。そのために必要な取組の財源を安定的に確保する。

(略)

(2) 経済好循環の加速・拡大

日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事

業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。その上で、民需主導の自律的な経済回復の実現に向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促す。世界経済が回復していく中で、国際経済連携を強化しつつ、中小企業の輸出や農水産物輸出の振興、インバウンドの再生、航空・空港・海事関連といった国際交通を支える企業の経営基盤強化等を通じて、外需を日本の成長に取り込んでいく。また、ワクチンの接種証明について、不当な差別につながらないこと等に留意しつつ、速やかに検討を進め、成案を得る。

事業者への支援については、感染拡大防止の局面では、引き続き、営業時間短縮要請等に応じる事業者に対する規模に応じた協力金のできる限り迅速な支給や当面本年末まで継続する政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等により事業継続を支える。また、特に深刻な影響を受けている事業者に対し、資本性資金を通じた財務基盤の強化を着実に実行する。同時に、感染防止対策やテレワークを含む感染リスクの低いビジネスモデルへの転換を図る投資等の取組を重点的に支援するとともに、ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた企業の挑戦に対し、補助金や税制、金融支援の着実な実行を通じて強力に後押しする。感染状況が落ち着いている地域では、感染防止対策を徹底した上で、まずは県内観光の割引事業等の支援により、感染症により甚大な影響を受けた需要の回復を図る。

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等によるグリーン・デジタル、介護・障害福祉等の成長分野や人手不足分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるよう、その財政運営の在り方を検討する。非正規雇用労働者など感染症のより厳しい影響を受け、生活に困窮する方々に対しては、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティネットによる支援に万全を期すとともに、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化等を通じ自立を支援する。女性を中心とする自殺者の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援のほか、望まない孤独・孤立を抱える方々に対する民間団体等を通じた寄り添い型の支援を引き続き強力に後押しする。

引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元氣にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元氣にしていく。

(1) 地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

(2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、E C活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。

下請中小企業における労務費等の上昇を取り引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績⁵²を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年4月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。

(4) 観光・インバウンドの再生

観光関連産業は約900万人が従事し、地方を支えている。我が国の自然、気候、文化、食といった魅力は失われておらず、観光立国実現に官民一丸で取り組む。

G o T o ト ラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて取扱いを判断することとし、宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。ワーケーションや休暇取得促進等により旅行需要平準化を図り、混雑を低減させる。

観光客が戻るまでの時間を活用し、観光業や観光地の再生のため、宿泊施設や飲食、土産物店等の施設改修や廃屋撤去、経営力底上げやDX推進等による収益性・生産性向上、金融機関等と連携した宿泊施設再生、地方自治体等の観光施設への民間活力導入等に取り組む。

地域内の縦割りを超えた観光業と異業種の連携によるコンテンツ造成や、デジタル技術も活用した観光資源の磨き上げ、スノーリゾート整備や国立公園の滞在環境上質化、古民家等の歴史的資源の面的活用、文化観光拠点等の整備や三の丸尚蔵館の美術品等の地方展開等を進める。日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

多言語表記やバリアフリー、C I Q等の受入環境整備、観光地への交通の充実、上質なサービスを求める観光客誘致のための取組を進める。国内外の感染状況等を見極めながら、小規模分散型パッケージツアーの試行等により、安心・安全な旅行環境整備を目指す。

I R整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手続を着実に進める。

⁵² 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）において「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指す」と記載。それ以後、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016年3.1%、2017年3.0%、2018年3.1%、2019年3.1%と引き上げられている。なお、2020年は、0.1%の引上げとなった。

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

(基本的考え方)

「経済あっての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す。それに向か、ワイズスペンディングの徹底と4つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP/PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めて行く。

第4章 当面の経済財政運営と令和4年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

政府は、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指す。

当面は、感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜く。さらに、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に呼び込みながら、人材への投資と円滑な労働移動を強力に進めることにより、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の自律的な成長軌道の実現につなげる。このため、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

2. 令和4年度予算編成に向けた考え方

- ① 前述のように、感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことにより、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図る。
- ② 団塊の世代の75歳入りも踏まえ、将来世代の不安を取り除くため、全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について、第3章で定める目安に沿った予算編成を行う。
- ③ グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う。
- ④ 歳出全般について、徹底したワイススペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していく。

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ (令和3年6月18日閣議決定)

<関係部分抜粋>

成長戦略実行計画

第10章 足腰の強い中小企業の構築

1. 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

今後もコロナ禍の影響を受ける中小企業の事業継続の支援に万全を期すとともに、積極的に事業再構築に取り組む中小企業を支援するため、事業再構築補助金の不断の見直しを図る。

2. 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

中堅企業に成長し、海外で競争できる企業を増やすため、民間支援機関との連携により海外展開するまでの伴走支援を強化する。

中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、中小企業がM&Aの支援を適切に活用できる環境を整備する。具体的には、①事業承継・引継ぎ支援センターの強化や、②簡易な企業価値評価ツールの整備、③M&A支援機関に係る登録制度や自主規制団体の設立など支援機関の適切な取組を促す仕組みの構築を図る。

ドイツのフランホーファー研究機構による強い中小企業群創出のモデルを参考に、既存の研究開発機関の機能強化の検討等を含め、意欲ある中小企業の支援態勢を検討する。

3. 大企業と中小企業との取引の適正化

(1) 下請取引の適正化

下請業者への取引価格のしわ寄せを防ぐため、監督体制を強化する。また、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、業界だけでなく、個別企業による取組強化についても、コーポレートガバナンスの改善の一環として促進する。

(2) 大企業と中小企業の連携促進

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言について、官民をあげて周知や働きかけを実施し、本年度中に2,000社の宣言を目指すとともに、宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく。

(3) 約束手形の利用の廃止

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めてることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

(4) 系列を超えた取引拡大

電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を促す。

4. 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

地域の中小企業、小規模事業者等は、地域の雇用のみならず、人口が特に減少している地域社会において地域を支える重要な機能を果たしている。これらの事業者の生産性向上を図りつつ、生活に不可欠な機能の確保を図るため、地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出や、中小企業・小規模事業者等による地域コミュニティを支える取組を強化していく。

5. 官民連携による経営支援の高度化

コロナ禍から立ち上がるようとする事業者が、適切な経営支援を受けられるよう、各地域で民間も含む支援機関のネットワークを構築するとともに、個々の支援機関の専門性等の見える化を図る。その一環として、身近な支援機関である中小企業診断士に求められる専門分野の見える化を進める。

成長戦略フォローアップ

はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

4. 「人」への投資の強化

(3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

iv) 生産性を最大限に發揮できる働き方に向けた支援

(略)

③賃金

- 民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績³を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引き上げに取り組む。

(略)

(6) 労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

i) 雇用の維持と労働移動の円滑化

- 雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主

³ 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）において「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016年3.1%、2017年3.0%、2018年3.1%、2019年3.1%と引上げられている。なお、2020年は、0.1%の引上げとなった。

が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。

- ・労働力の産業間・企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
- ・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
- ・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算を行う。
- ・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する労働者協同組合法について、円滑な施行を図る。
- ・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

9. 足腰の強い中小企業の構築

(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

- ・事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継・引継ぎのワンストップ支援が2021年4月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者との連携強化を行うとともに、2021年度及び2022年度に事業承継診断を抜本的に見直し、これを通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する。
- ・法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&Aを含む事業承継について集中的な広報を実施する。
- ・2021年度から、定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する。
- ・事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要となる費用の支援に加え、M&Aを追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企

業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長1年間の元金返済猶予要請、並びに既往債務に新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスクケジュール支援）を行う。

- ・中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を2021年度中に開始する。また、事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討する。
- ・経営者保証に依存しない融資の促進を図るため、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する。

ii) 事業再構築への支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中小企業の設備投資・IT導入・販路開拓等を支援する中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率3.0%増、IT導入補助金においては、労働生産性年率3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走支援を実施すること等を条件に信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援等を進める。
- ・日本政策金融公庫等が、新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。
- ・地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本性劣後ローンの積極的な活用を含め資本性資金の供給を推進する。
- ・引き続き、DBJの特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへのLP出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する。
- ・株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進める。
- ・地方の中堅企業等による都市部の若者人材の採用を促進するため、採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を2021年に実証した上で、得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講ずる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域の中小企業・小規模事業者の成長・生産性向上と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築の両立に向け、「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM（Regional Banking Summit）」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制を強化する。
- ・買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを

持続的に提供するため、2021年度中に地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深めた上で、全国で新たに10程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する。

- ・事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁においてAIやICTを活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う。
- ・地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す。

(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 中堅・中小企業の海外展開支援

(販路開拓支援・人材・金融面の支援)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大のため海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充する。
- ・デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良やECサイト上のPR手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外ECサイトに設置する「ジャパンモール」への出展やEC事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じてECやオンライン商談などを活用する支援を強化する。
- ・中小企業の海外展開の成功率や取引の継続率の大幅な向上を図るため、JAPANブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う。
- ・中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目的として、民間事業者による越境EC事業やSDGs分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援する。

(海外進出支援)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により海外現地での契約関係や労働関係でのトラブルが増加する中、国際的な人の往来が制限されていることから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先國の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。
- ・中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険（NEXI）が2021年1月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。
- ・国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について2021年度中に結論を出すとともに、最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上

- ・連携の在り方の見直しも含め、M&A 支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。
- ・事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。
- ・後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。
- ・M&A を経営戦略の一部として捉え、M&A 後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A 後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を 2021 年度中に策定する。
- ・サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める。
- ・中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021 年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他の M&A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。
- ・2021 年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携した M&A 支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020 年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等への IoT 活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する。

（3）大企業と中小企業との取引の適正化

i) 下請取引の適正化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁でも、2022 年度における下請検査官や下請取引 G メンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する。
- ・改正下請振興法に基づく下請 G メンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる。

- ・改正下請振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る。

ii) 大企業と中小企業の連携促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iii) 約束手形の利用の廃止

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iv) 系列を超えた取引拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・GoTo商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。
- ・地域の持続的発展を促進するため、2021年度に地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業により、中小商業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う。

(5) 官民連携による経営支援の高度化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築する。そのため、2021年度に意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定し、2022年度以降、全国へ展開する。

(6) デジタル化を通じた生産性向上

- ・2021年度中にAIの実装スキルを持つ人材600人の育成や中小企業との協働の仕方の検証をし、AIの実装スキルを持つ人材を介した企業の生産性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる。
- ・「AI導入ガイドブック」(外観検査・需要予測版)の普及を図るとともに、2021年度中に「AI導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進

するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う。

- ・地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する。
- ・中小企業庁の全ての行政手続を 2023 年度までに電子化し、中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す。
- ・国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを 2022 年度までに構築する。

○審議会等に係る議事録等の公開について（案）

1 審議会等の公開・非公開状況

	本審（金額審議、異議審以外）	専門部会1回目（金額審議以外）	専門部会2回目以降（金額審議）	本審（地賃の金額審議、採決）	地賃の異議審	特定部会1回目（金額審議以外）	特定部会2回目以降（金額審議）	本審（特定の金額審議、採決）	特定の異議審
公開・非公開	公開	公開	部会長判断で非公開	公開	会長判断で非公開	公開	部会長判断で非公開	会長判断で非公開	会長判断で非公開

2 文書閲覧窓口（労働局賃金室）で閲覧可能な議事録等（H24年度本審で検討しH25年度から変更した取扱い）

	本審（金額審議、異議審以外）	専門部会1回目（金額審議以外）	専門部会2回目以降（金額審議）	本審（地賃の金額審議、採決）	地賃の異議審	特定部会1回目（金額審議以外）	特定部会2回目以降（金額審議）	本審（特定の金額審議、採決）	特定の異議審
文書名	議事録	議事録	議事要旨	議事要旨	議事要旨	議事録	議事要旨	議事要旨	議事要旨

※審議会等（専門部会、小委員会を含む）資料は、情報公開法上の不開示情報を除きすべて閲覧可

3 R3年度以降 文書閲覧窓口で閲覧可及び労働局ホームページへ掲載される議事録等（事務局案）

	本審（金額審議、異議審以外）	専門部会1回目（金額審議以外）	専門部会2回目以降（金額審議）	本審（地賃の金額審議、採決）	地賃の異議審	特定部会1回目（金額審議以外）	特定部会2回目以降（金額審議）	本審（特定の金額審議、採決）	特定の異議審
文書名	議事録	議事録	議事要旨	議事録	議事要旨	議事録	議事要旨	議事要旨	議事要旨

※審議会等（専門部会、小委員会を含む）資料は、は、情報公開法上の不開示情報を除きすべて閲覧可及びホームページ掲載

(注)審議会(専門部会を含む)の議事録の作成は必須であり、情報公開法に基づく開示請求があった場合は、議事録については、以下の不開示情報を除きすべて開示することとなる。

(議事録不開示情報)

- ① 委員署名(自署のみ、記名を除く) ② 印影(行政庁の印影を除く) ③ 参考人の氏名、住所、所属企業・団体の名称等 ④ 審議における各委員の発言のうち、具体的な最低賃金の改正希望額やその根拠等、これを明かすことにより率直な意見の交換を妨げるおそれのある情報

岡山地方最低賃金審議会運営規程

制定 昭和34年9月1日
 第1回岡山地方最低賃金審議会にて議決
 改正 昭和40年11月2日
 第59回岡山地方最低賃金審議会にて議決
 改正 昭和41年12月2日
 第67回岡山地方最低賃金審議会にて議決
 改正 平成8年4月1日（議事要旨公開）
 第297回岡山地方最低賃金審議会にて議決
 改正 平成9年12月8日（議事録公開）
 第316回岡山地方最低賃金審議会にて議決
 改正 平成13年5月9日（会議公開）
 第348回岡山地方最低賃金審議会にて議決

第1条 岡山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、岡山労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により岡山労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、岡山労働局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度岡山労働局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は平成13年6月1日から施行する。

働き方改革推進支援助成金・業務改善助成金活用のてびき

生産性向上のヒント集

～労働時間削減や賃金引上げにつながる
事例を紹介しています～



この冊子では、生産性を高めながら労働時間の縮減や事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ等に取り組む中小企業事業者等を対象に助成を行う「働き方改革推進支援助成金」・「業務改善助成金」の紹介をしています。

また、本助成金の活用により、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、労働時間の削減や、賃金の引上げなどを行った事例を掲載しています。特に、助成金活用の背景やポイント、取組後の変化などを分かりやすくまとめています。

生産性の向上を図り、労働時間の削減や、賃金の引上げにつながるためのヒント集としてご活用いただければ幸いです。

本冊子を手にされた方は、是非、組織の生産性向上や社員の処遇改善に関わる部署の方にもご覧ください。

日付	/	/	/	/	/	/	/	/
印								

メモ

目 次

働き方改革推進支援助成金のご案内	4
労働時間短縮・年休促進支援コース	4
勤務間インターバル導入コース	5
労働時間適正管理推進コース（新規）	6
団体推進コース	7
団体推進コースに関するヒアリング事例（令和元年度分）	
事例1	8
事例2	9
事例3	10
事例4	11
事例5	12
事例6	13
業務改善助成金のご案内	14
業務改善助成金に関するヒアリング事例（令和元年度分）	
事例1	16
事例2	17
事例3	18
事例4	19
事例5	20
事例6	21
事例7	22
事例8	23
事例9	24
事例10	25
その他の業種別活用事例	26
参考情報	27

業 種	取組内容
小売業	新ビジネスモデル構築 相談体制整備
商工会議所	好事例収集 販路拡大 セミナー開催
商工会	好事例収集 セミナー開催 相談会開催
商工会	販路拡大 セミナー開催 人材確保
商工会議所	販路拡大 セミナー開催 人材確保
板金工業	アンケート調査 セミナー開催 巡回指導

業 種	取組内容
建築物清掃業	コンサルティング 機材導入
飲食業	機材導入
仕出業	機材導入
農業	機材導入
電気機械器具製造業	機材導入
一般乗用旅客自動車運送業	機材導入
洋菓子製造販売業	機材導入
金物小売業	機材導入
介護事業	システム導入
美容業	機材導入

働き方改革推進支援助成金のご案内

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間等の設定の改善（※1）の促進を目的としており、全4コースの助成金があります。

（※1）「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇などに関する事項についての規定を、労働者の生活と健康に配慮するとともに多様な働き方に対応して、より良いものとしていくことをいいます。

働き方改革推進支援助成金の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。



労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を高め労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。

【対象事業主】

以下の①から③の成果目標を1つ以上実施する中小企業事業主（④は追加目標として設定可能）

- ① 月60時間を超える特別条項付き36協定を締結する事業場が、令和3年度（又は令和4年度）に有効な36協定において、時間外・休日労働で月60時間以下の上限設定を行い、労働基準監督署に届出することなど
- ② 労働時間等設定改善指針に規定されている、特に配慮を必要とする労働者に対する病気休暇等の特別休暇の規定を整備すること
- ③ 労働基準法第39条第4項で規定する時間単位の年次有給休暇の規定を整備すること
- ④ 上記に加え、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則で規定すること

（注）中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業となります。

業種		A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業	小売業、飲食店など	5,000万円以下	50人以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、医療、福祉、複合サービス業など	5,000万円以下	100人以下
卸売業	卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建築業、製造業 運輸業、金融業など	3億円以下	300人以下

【助成対象となる費用】

上記成果目標達成に向けた、以下のような取組に必要な費用

- * 就業規則等の作成・変更費用
- * 労務管理担当者・労働者への研修費用（業務研修を含む）
- * 外部専門家によるコンサルティング費用
- * 労務管理用機器等の導入・更新費用
- * 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用
- * 人材確保等のための費用 など

【助成率】

費用の3／4を助成

※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4／5を助成

【上限額】成果目標の達成状況に応じて最大200万円

支給条件	達成状況	上限額
① 成果目標①において、右記の要件を達成した場合に支給	月80時間を超えて時間外・休日労働時間数を設定している36協定を、月60時間以下に設定	100万円（時間外・休日労働時間数が月60時間を超え月80時間以下の設定に留まった場合は、上限額 50万円支給）
	月60時間超え80時間未満に時間外・休日労働時間数を設定している36協定を、月60時間以下に設定	50万円
② 成果目標②を達成した場合に支給	成果目標を達成した場合	50万円
③ 成果目標③を達成した場合に支給	成果目標を達成した場合	50万円

- ※ ①～③に加え、成果目標④を実施した場合に、その度合いに応じて助成金の上限額を15万円～最大150万円加算
【5%以上引き上げの場合は、24万円～最大240万円を加算】
- ※ 助成上限額は、上記上限額と加算額の合計とし、最大440万円まで
- ※ 支給決定時点で、労働基準法第36条、第39条を遵守していない場合は、不支給となります。

勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。

【対象事業主】

以下の①の成果目標を実施すること。(②は追加目標として設定可能)

- ① 9時間以上の勤務間インターバル制度を新規に導入した中小企業事業主など
- ② 上記に加え、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則で規定すること。
※(注) 中小企業事業主については、P4を参照。

【助成対象となる費用】

※(注) 助成対象となる費用については、P4を参照。

【助成率】

※(注) 助成率については、P4を参照。

【上限額】

- ① 導入する勤務間インターバル時間数等に応じて、
 - ・9 時間以上 11 時間未満 ⇒ 80 万円
 - ・11 時間以上 ⇒ 100 万円 等
 - ② ①に加え、成果目標②を実施した場合に、その度合いに応じて助成金の上限額を 15 万円～最大 150 万円加算
【5%以上引き上げの場合は、24 万円～最大 240 万円を加算】
 - ③ 助成上限額は、①及び②の合計とし、最大 340 万円まで
- ※ 支給決定時点で、労働基準法第 36 条、第 39 条を遵守していない場合は、不支給となります。

労働時間適正管理推進コース（新規）

労務・労働時間の適正管理を推進し、生産性の向上を図り、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。

【対象事業主】

以下の①の成果目標を実施すること。（②は追加目標として設定可能）

- ① 新たに勤怠（労働時間）管理と賃金計算等をリンクさせ、自動的に賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理 IT システムを用いた労働時間管理方法を採用するとともに、賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを就業規則等に規定すること。また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日策定）に基づく研修を労働者等に対して実施すること。
 - ② 上記①に加え、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則に規定すること。
- ※（注）中小企業事業主については、P4を参照。

【助成対象となる費用】

※（注）助成対象となる費用については、P4を参照。

【助成率】

※（注）助成率については、P4を参照。

【上限額】

- ① 成果目標①を実施 50 万円
 - ② ①に加え、成果目標②を実施した場合に、その度合いに応じて助成金の上限額を 15 万円～最大 150 万円加算
【5%以上引き上げの場合は、24 万円～最大 240 万円を加算】
 - ③ 助成上限額は、①及び②の合計とし、最大 290 万円まで
- ※ 支給決定時点で、労働基準法第 36 条、第 39 条を遵守していない場合は、不支給となります。

団体推進コース

中小企業の事業主団体又はその連合団体が、その傘下の事業主の労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合、その費用を助成するものです。

【対象事業主団体等】

3事業主以上で構成する、中小企業の事業主団体又はその連合団体（以下「事業主団体等」という。）

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人及び一般財団法人 など

（注1）事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超えている必要があります。

（注2）共同事業主においては、10以上の事業主で組織されていること。

【助成対象となる費用】

労働時間短縮や賃金引き上げに向けた生産性向上に資する、以下のような取組に必要な費用

- ・市場調査
- ・新ビジネスモデルの開発、実験
- ・好事例の収集、普及啓発
- ・セミナーの開催
- ・巡回指導
- ・人材確保に向けた取組
- ・共同利用する労働能率の増進に資する設備、機器の導入、更新

【成果目標】

事業主団体等が実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の1／2以上に対して、その取組又は取組結果を活用すること。

【助成額】

上限額：500万円

都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は、上限額1,000万円

申請の流れ

都道府県労働局

①計画申請
（交付申請）

②交付決定

④実績報告
（支給申請）

⑤助成金支給

商工会議所・商工会・中央会など
中小企業の事業主団体

③事業実施

会員企業等

申請事例

36協定の作成の手順や、労働時間管理などを教示するセミナー開催に係る経費を助成

会員企業を巡回し、生産性向上のための、業務改善・労務管理の改善に向けたアドバイスを行うコンサルタントに係る経費を助成

会員企業等の求人募集を団体が取りまとめて実施する経費を助成

P8～P13でとりあげた事例は令和元年度「時間外労働等改善助成金（団体推進コース）」のものです。

事例1 売上げの拡大に向けた新たなビジネスモデルの構築、専門家への相談体制の整備

課題・きっかけ

組合員においては、売上げの伸び悩み、労働環境の未整備、管理業務の非効率などの問題に関し、各店で個別に対応している状況でした。そこで、新ビジネスモデルの開発や、相談受付・情報提供体制の整備などによる支援を行いたいと考えました。

取組内容

正しい姿勢の取り方やメイクの落とし方に始まり、肌・首・頭皮の手入法から店頭でのサービス提供方法に至るまでの一連のプログラムを「化粧健康法」として開発し、組合員に提供しました。

それにより、単にモノ(化粧品)を販売するだけではなく、サービスの提供によって顧客からの信頼や来店頻度を高めて売上げの拡大を図るようなビジネスモデルの構築・普及を推進しました。

また、労働環境整備に関するコールセンターの設置や、Webサイト「粧サポ」にキャリアコンサルタントなど専門家にオンラインで相談できるコンテンツや助成金など支援策の情報を提供するコンテンツを設け、相談受付・情報提供体制の整備などを実施しました。

実施結果

「化粧健康法」や「粧サポ」といったビジネスモデルの構築により、組合員の収益源の多様化が図られました。

専門家へ相談できる場を用意したことで、個別の組合員では得ることが難しい効果的な労働環境整備の支援ができます。



団体事務局

Webサイト「粧サポ」サポートコンテンツの一部

経費削減支援 粧サポ/経費削減WIN 全国対応 (比較試算無料) 業界初社相見積もり・丸投げサポート 詳しく述べ	助成金取得支援 粧サポ/Jマッチ 全国対応 (年間スポット契約) 国内初 助成金取得支援サービス 詳しく述べ	事務作業全般の外注 粧サポ/BizPlatform 訪問・巡回指導対応 (紹介無料・顧問契約) 国内最大1800社マッチング 詳しく述べ
--	--	--



様々な支援メニューが迅速に提供され、それらがオンラインで完結されるシステムは、大変ありがとうございます。

事例2 オフィス空間の環境改善に関する先進事例収集、展示会・商談会・セミナーの支援強化

課題・きっかけ

会員企業の働き方改革について、事業所の規模や特性等によって対応できている点、できていない点の違いがあったため、当助成金を活用して、これまで実施してきたさまざまな課題対応への支援を一層強化したいと考えました。

取組内容

オフィス空間の環境改善を進めようとする企業の参考にするため、フリー アドレス化、ペーパーレス化、集中作業スペースの設置等が進んでいる中央 官庁の見学会を行い、結果を会報で周知しました。

また、地域企業の新商品の知名度向上や商品の改善等のため、地元商店 街で「よなごグランマルシェ」を開催しました。さらに、関東、関西、山陽の 各方面からバイヤーを招き、「米子がい～な、境がい～な『食』商談会」を開 催して販路の拡大を図りました。

加えて、建設業における働き方改革の進め方、インバウンド対応、外国人 雇用、オフィス改革、SNSを活用したマーケティング等の幅広いテーマのセ ミナーを開催しました。

実施結果



**オフィス訪問
参加企業**

先進的組織のオ フィス改革を見 学することによ り、自社のオフィスづくりや業務 効率化に向けて とても参考にな りました。



マルシェ参加企業

マルシェに参 加したおかげで 売上の拡大や 新規顧客の獲 得につながりま した。

事例3 働き方改革に関する実態調査、セミナー、好事例収集、小冊子作成、相談会、巡回指導

課題・きっかけ

会員企業においては、単に採用者数を増やすことだけではなく、近年は、1度採用した従業員に長く働いてもらうことや、同じ採用するにしても、より優秀な人材を採用したいというニーズが強くなってきていると感じました。そこで、働き方改革関連法を遵守した上で労働環境を改善するような支援を行うことにより、会員企業における従業員の定着や優秀な人材の確保を実現したいと考えました。

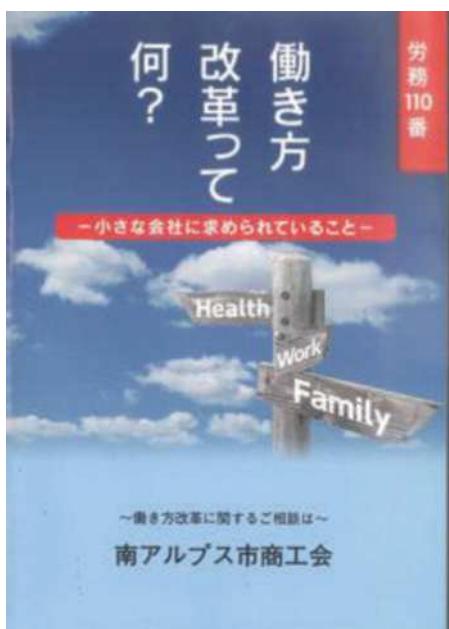
取組内容

会員企業における、労働基準法に基づく取組や働き方改革関連法に関する理解度等についての実態を把握するため、アンケート調査を行いました。

そして、会員企業の働き方改革の推進に役立つよう、データの効率的な活用と整理に関するセミナー、会員企業を訪問してのヒアリング調査による好事例収集、働き方改革の啓発小冊子「働き方改革って何?」の編さんを行い、いずれの結果も全会員に配布して周知・啓発を行いました。

また、「働き方改革なんでも相談会」を開催したり、アンケート調査で改善支援が必要と思われた事業所への巡回指導を行い、課題を抱える会員企業の課題解決を支援しました。

実施結果



実態調査を実施したおかげで、これまで知りえなかつた会員企業の課題を把握したり、課題解決のための支援が必要な会員企業を把握したりすることができました。



専門家が「働き方改革」のお悩みを解決!

相談無料
要予約

働き方改革なんでも相談会

ご存じですか？ 働き方改革関連 改正法

時間外労働の上限規制
月45時間
年360時間 (原則)
2019年4月1日より施行
※中小企業は2020年4月1日から施行

年次有給休暇の時季指定
毎年5日
(従業員に適用)
2019年4月1日より施行

同一労働・同一賃金
正規人件配置の不合理的な待遇差を禁止
2020年4月1日より施行
※中小企業のパートタイマーや労働者派遣事業者は2020年4月1日より適用



- 働き方改革ってどうすればいい?
 - 36協定ってなに?
 - 労働条件の書面交付は?
 - 国の補助金・助成金など支援制度ってどんなのがある?
 - 人手不足を解消するには?
 - 賃金台帳などの作成は?
- こんなお悩みを持つ事業主様や人事労務担当者様、ぜひご相談ください。
働き方改革の専門家・社会保険労務士がお答えします。

36協定の整備やその他の届け出の仕方についてのアドバイスを得られてよかったです。



事例4 販路拡大に向けた展示会への出展、働き方改革に向けた労務管理・求人の支援

課題・きっかけ

会員企業には小規模事業者が多く、各社で販路拡大を行いたいと思っているものの、費用不足などから積極的なPRができないことを課題として抱えていました。また、働き方改革に向けて、労務管理に関する法令や実務についての理解を事業主に深めてもらうとともに、豊田市郊外の中山間地域における厳しい環境下での人材採用の手助けもしたいという気持ちから、当助成金を活用した支援を行うことを考えました。

取組内容

東京で開催される、食品とレジャーをテーマにした2つの全国的大規模展示会に、希望する企業の出展の支援をしました。

また、社会保険労務士により、時間外労働の上限規制や年5日の年次休暇の確実な取得などに関するセミナーと巡回指導を実施しました。セミナー資料は、商工会のホームページから会員企業がダウンロードできるようになりました。

さらに、地域の全域に会員企業の求人情報を届けるため、希望する会員企業の求人広告を新聞折り込みチラシとして配布しました。

実施結果



専門家の指導で、パートタイマーの有給休暇1日当たりの賃金計算法がわかりました。



新聞折込チラシを通じて、実際の採用にもつながったのでよかったです。



事例5 経営課題等の実態調査、展示会への出展支援、業務効率化のためのセミナーの開催、求人ポータルサイトの開設

課題・きっかけ

これまでの支援業務で、特に小規模事業者においては、販路の拡大、業務の効率化、人材の確保について、自力で進めていくことは難しいと感じていました。そこで、会員企業の実情やニーズを調査した上で、それらの課題に対する支援を行うことにしました。

取組内容

会員企業に対して、時間外労働等の現状、経営課題、必要な支援等に関するアンケート調査を行い、結果を会員企業に配布しました。

その上で、希望する事業者を募り、展示会「メッセナゴヤ」への出展を支援しました。そして、業務効率化やワークフロー改善をテーマにしたセミナーを実施しました。また、会員企業が、具体的な改善策を実施するための個別相談会も開催しました。実施した内容は、後日レポートにとりまとめ会員企業に配布しました。

また、地方特有の人材確保の課題を解決するために、大手求人サイトと連動する求人ポータルサイトも開設し、希望する会員企業における求人の手助けも行いました。

実施結果



単独では難しかった展示会への参加により、100名以上の来訪者があり、早期の新規取引にもつながりました。



展示会
出展企業

キャッシュレス決済を導入したがうまく活用できない事業者へ

**業務効率化セミナー
いまさら聞けない
キャッシュレス決済**

無料
令和元年
10/10
14:00～
16:30

- ①キャッシュレス決済って何から始めればいいの？
- ②増税した今だから聞きたい！消費者還元事業の実態
- ③お客様のキャッシュレス使用を促す秘策とは
- ④ブログからSNS広告まで、キャッシュレス最新ネット販促

こんな方、お待ちしております！

- ①キャッシュレス決済の導入方法を知りたい！
- ②paypayやLine pay、スマホ決済を活用したい！
- ③レジの前にQRコードの情報を置いたのですが、使う人がいない！
- ④各決済のキャッシュバック情報をお客さんに伝えたい！

セミナーで紹介されたキャッシュレス決済を導入したところ、精算業務の効率化につながりました。



セミナー
参加企業

事例6 働き方改革や労務管理に関する基本的な理解の醸成から始めた支援の取組

課題・きっかけ

組合員においては、働き方改革に関する理解や、就業規則、36協定の整備といった基礎的な面で、支援の必要性が大きいと感じていました。そこで、当助成金を活用して、働き方改革や労務管理を進めていくまでの基本から、しっかりと理解の醸成を図るような支援を行いたいと考えました。

取組内容

まずは、社会保険労務士を講師として、今回の助成金を活用した取組に関する事業説明会を開催して、事業に対する組合員の理解と協力を促しました。

次に、労働時間の現状等に関するアンケート調査を実施して実態を把握し、結果を組合員にも配布しました。

そして、セミナーでは、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得についての理解を進めました。併せて、社会保険労務士による巡回指導を行い、各組合員の実情や要望に応じ、変形労働時間制度の導入、有給休暇の計画的付与、健康診断結果のフォローの仕方などについて説明及びアドバイスを行いました。セミナーの資料や巡回指導結果のポイント、及びQ&Aについては、組合のホームページで周知・啓発を行いました。

実施結果

組合員

組合のホームページには、自分では質問しなかったQ&Aもたくさん書いてあって役に立ちました。

時間外労働について

ケース1. 季節や天候に左右される業種なのでどの様に労働時間を管理すればいいか?

(例)
労働時間:8:00~17:00
昼休憩:60分、休憩:午前15分、午後15分
就労時間:7時間30分
出勤日:月~土(土曜日の5時間が週40時間を超え時間外労働になる)

A. 社会保険労務士からの指導

このような業種では1年間で労働時間を管理する※変形労働時間制をとっている事業所が多いです。繁忙期に出勤日数を増やし、空の降る時期などに休みを増やし年間で労働時間を管理するため時間外労働を減らすことができます。

1年単位の変形労働時間制を新規に採用するには

- 労使協定の締結及び所轄の労働基準監督署長への届出
- 就業規則その他これに準ずるもの変更

が必要となります。

組合員

法令が変わったのは耳にしましたが、対応の仕方がわからなかつたので、組合で学べるのは非常に有意義でした。

- 中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
- 生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）や人材育成に係る研修、業務改善のためのコンサルティングなどを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

【支給対象】

対象となるのは、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場の中小企業・小規模事業者です。

【助成額】

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します（千円未満端数切捨て）。

（※）事業場内最低賃金を引き上げる労働者の人数によって、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。

（※）この冊子で取り上げた事例は令和元年度のものであり、助成額や助成対象事業場規模、引上げ額等に令和3年度の制度と異なる部分があります。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4／5 生産性要件を満たした場合は 9／10（※）
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円	1人	30万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5（※）	【事業場内最低賃金900円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5（※）
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円	1人	60万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5（※）	【事業場内最低賃金900円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5（※）
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円	1人	90万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5（※）	【事業場内最低賃金900円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5（※）
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

（※）生産性要件については、次ページを参照してください。

【支給要件】

1. 賃金引上計画を策定すること
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること（就業規則等に規定）
2. 引上げ後の賃金額を支払うこと
3. 生産性向上に資する機器・設備の導入やコンサルティングなどを行うことにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
ただし
 - (1) 単なる経費削減のための経費、
 - (2) 職場環境を改善するための経費、
 - (3) 通常の事業活動に伴う経費（事務所借料等）、等は除きます。
4. 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと
(※) その他、申請に当たって必要な書類があります。

【生産性要件】

生産性を向上させた企業が業務改善助成金を利用する場合、助成率が割増しになります。生産性要件は以下のとおりです。

1. 助成金の申請時の直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること、またはその3年度前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること
(※) 「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。
(※) 「1%以上（6%未満）」伸びている場合は金融機関から一定の「事業性評価」を得ている必要があります。
2. 「生産性」は次の計算式によって計算します。

（一般企業の場合）

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。▶▶



業務改善助成金に関するお問い合わせは、事業場が所在する各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお願いします。

事例1

業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

企業概要

【所在地】三重県 **【従業員数】**26人 **【事業内容】**建築物清掃業

【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



役員

さらなる工夫

受発注は電話のみで行なうことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容

業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果

清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、活用可能な助成金を検索

事例2

テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要

【所在地】福岡県

【従業員数】9人

【事業内容】飲食業

【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい

導入前

導入後



1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

代表者

さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。



実施内容

テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。



成果

注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

事例3

スチームコンベクションオーブン*の導入による生産量の増と
調理工程の簡素化

企業概要

【所在地】宮城県

【従業員数】6人

【事業内容】仕出業

【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオーブンを導入しました。

(※)温風と水蒸気を用いて調理を行う加熱調理器具

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい



代表者

導入前



導入後



若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

さらなる工夫

メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や総菜などにも力を入れられるようになった。

実施内容

スチームコンベクションオーブンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果

生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。

助成金活用の
きっかけ

商工会のセミナーに参加

事例4 種まき機と農薬散布機の導入による農作業の効率化と収穫量の増加

企業概要

【所在地】千葉県

【従業員数】5人

【事業内容】農業

【課題と対応】手作業では、種まきに数日かかり、農薬や肥料の散布にはらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

一度に大量の種まきや、農薬・肥料の散布を均一に行いたいと考えました。そこで、助成金を活用して種まき機及び農薬散布機を導入しました。

農作業の効率を上げ、発芽率や収穫物の品質を向上させたい



導入前



導入後



代表者

さらなる工夫

収穫量アップと品質向上によるブランド化・差別化を図る。

作業時間の7割削減



実施内容

種まき機及び農薬散布機の導入により、一度に多くの種まきができ、短時間で農薬や肥料を均一に散布できるようになった。作付面積が1.5倍になり、空いた時間で他の農作物の管理や収穫に力を注ぐことができるようになった。



成果

作業の効率化と収穫量アップにより生産性が向上し、5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。

助成金活用のきっかけ

社会保険労務士に相談

事例5

Web会議システムの導入による営業活動の効率化や製造業務の時間確保

企業概要

【所在地】長野県 **【従業員数】**17人

【事業内容】電気機械器具製造業

【課題と対応】取引先との商談等は訪問やメールで1日の大半を費やしていたため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

訪問の移動時間と、打ち合わせ内容を社内共有する時間を削減し、製造業務に携わる時間を増やしたいと考えました。そこで、助成金を活用してWeb会議システムを導入しました。

営業活動と社内共有を効率的に行い、製造に携わる時間を増やしたい



社長

導入前



導入後



1か月当たり、取引先への移動に400分、
社内での情報共有に240分の時間短縮

さらなる工夫

社長の営業時間を減らせた分は、製造作業の他、従業員との面談にも充てたことにより、生産性向上のアイデアを得たり意思疎通がより円滑になった。



実施内容

Web会議システムの導入により、訪問やメールの労力が削減でき、自社の製造担当者が取引先の要望を直接聞けるようになり、不良品率も低下した。また、製造に携われる人員が増加し、売上げは1.5倍となった。



成果

移動時間と打ち合わせ時間の削減により生産性が向上し、8人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用の
きっかけ

出入りの業者から導入機器の情報提供があり、社会保険労務士に相談

事例6 タクシー配車システム連動カーナビの導入による配車業務の効率化

企業概要

【所在地】青森県 **【従業員数】**29人

【事業内容】一般乗用旅客自動車運送業

【課題と対応】迎車のために配車担当者が顧客からの指定場所を無線で乗務員に伝える際、無線が途切れたり時間がかかり不正確なこともあったため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

乗務員には、無線機からの音声だけでなく、カーナビ画面で正しく乗車場所を伝えたいと考えました。そこで、助成金を活用してタクシー配車システム連動カーナビを導入しました。

乗務員に、視覚的にも場所を伝えて効率的な配車をしたい

導入前



導入後



社長

さらなる工夫

小型のハイブリッド車や電気自動車を導入して、燃料費などのコスト低減を図っている。

正確な配車指示で移動時間短縮、乗務員の負担も軽減



実施内容

機器の導入により、配車室で受けた注文をタクシーのカーナビへ瞬時に伝達できるようになった。その結果、効率よく移動時間を短縮でき、新人乗務員も業務を早く習得できるようになった。



成果

配車業務の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

県の中小企業団体中央会からの紹介

事例7 卓上加熱攪拌機の導入による製造工程の効率化と新商品の開発

企業概要

【所在地】栃木県 **【従業員数】**30人 **【事業内容】**洋菓子製造販売業

【課題と対応】鍋の下部分しか混ぜられない攪拌機では少量しか製造できず、作業を中断して鍋の中身を確認しながら混ぜる必要があつたため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

全体を攪拌することにより生産量を増やして都度の確認作業を省き、他の作業にも集中したいと考えました。そこで、助成金を活用して卓上加熱攪拌機を導入しました。

生産量を増やして新商品も開発したい

導入前



導入後



代表者

さらなる工夫

作業工程の機械化や厨房内作業の時短を推進し、評価制度の導入を検討した。

攪拌作業の確認が省力化、
1回に作れる量も約1.5倍に増加



実施内容

卓上加熱攪拌機の導入により、他の作業中断も減少し、主力商品を大量生産できるようになった。また、ロスや廃棄率が1～3%減少し、新商品開発の時間を設けることができた。



成果

洋菓子作り作業工程の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を49円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用の
きっかけ

税理士からの紹介

事例8 最新式鍵製造機の導入による合鍵製造の効率化と品質向上

企業概要

【所在地】滋賀県

【従業員数】9人

【事業内容】金物小売業

【課題と対応】合鍵の製造において、旧式の機械では熟練者でないとうまく操作できず、時間がかかり精度も低かったため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

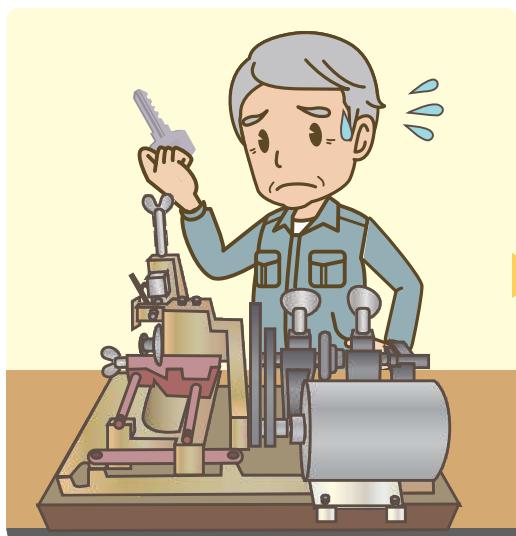
新人従業員でも、短時間で正確な合鍵の製造を可能にしたいと考えました。そこで、助成金を活用して最新式鍵製造機を導入しました。

合鍵製造を新人でも早く正確に行いたい



社長

導入前



導入後



合鍵作成にかかる時間が70%短縮

さらなる工夫

熟練者が営業や来店客の対応ができるようになった。また、WEBページ更新にも人員を配置できるようになった。

実施内容

最新式鍵製造機を導入することで、新人従業員でも短時間で正確な合鍵製造が可能となった。不良品がなくなり、製造できる合鍵の種類も増えた。

成果

合鍵製造の効率化により生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

商工会のセミナーに参加

介護記録システムの導入による顧客の情報管理の効率化とサービスの品質向上

企業概要

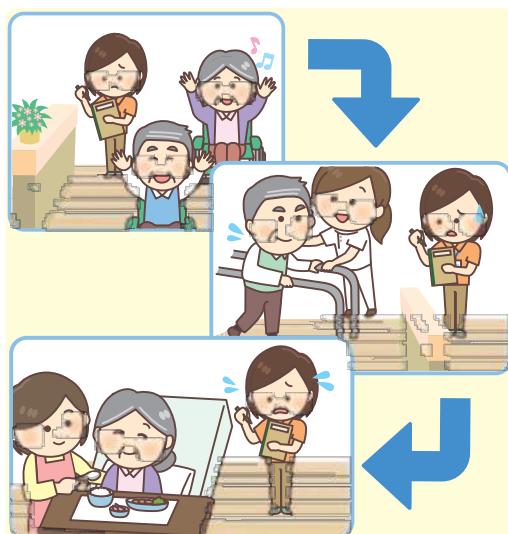
【所在地】香川県 **【従業員数】**32人 **【事業内容】**介護事業

【課題と対応】特定の職員が介護現場で手書きによる業務記録を担当していたため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

各々の職員が現場で簡単に記録し、正確に効率よく情報共有できると良いと考えました。そこで、助成金を活用して介護記録システムを導入しました。

介護記録の負担を軽減し、情報共有を効率化したい

導入前



導入後



代表者

さらなる工夫

定期的に役員と介護従事者が会議を行い、現場からの声が経営者へ届きやすい風通しのよい職場環境を整えている。

1日当たりの記録時間が1時間短縮



実施内容

介護記録システムを導入したことで、1人に集中していた記録業務が分散され、情報共有や引継ぎが円滑になり、サービスの質も向上した。



成果

顧客の情報管理の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

厚生労働省のホームページ

全自動シャンプー機の導入による洗髪業務の効率化と従業員の負担軽減

企業概要

【所在地】福島県

【従業員数】9人

【事業内容】美容業

【課題と対応】顧客のシャンプーに時間がかかり、従業員の負担もあったため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

洗髪業務を効率化し、時間短縮をしたいと考えました。そこで、助成金を活用して洗い上がりも高評価な全自動シャンプー機を導入しました。

シャンプーを効率よく行い、従業員の負担を軽減したい



導入前



導入後



さらなる工夫

システム導入による労務管理の効率化や、待機時間を短縮できる薬剤の導入により、従業員の負担を軽減している。

1か月当たりの洗髪時間が10.5時間短縮



実施内容

全自動シャンプー機を導入したことで、効率よく洗髪業務ができ、作業時間が短縮した。また、手荒れや腰痛の軽減、回転率の向上が図られ、売上や来店数の増加にもつながった。



成果

洗髪業務の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

商工会に問い合わせ

その他の業種別活用事例

事業内容	取組概要
通所介護施設	福祉車両の導入により、市内を巡回しやすくなり、稼働回数が増えて送迎効率が20%向上した。
婦人・子供服製造	高性能な工業用ミシンの導入により、厚地仕様の製品でも縫製速度を落とすことなく作業が可能となり、従来と同じ時間で10～15%多く製造可能になった。
陶磁器販売	POSレジの導入により、販売と在庫の管理が同時にできるようになり、棚卸の作業時間も削減できて、毎日のチェック業務が1か月に1回で済むようになった。
障害者福祉施設	クラウド勤怠管理システムの導入により、複数施設の出退勤状況をリアルタイムで把握・集計可能になり、労務管理にかかる時間が1か月に8時間短縮した。
衣類縫製	受注システムの導入により、自社サイトで商品を販売できるようになり、受注作業にかかる時間が60%削減し、電話での聞き違いや製造・発送ミスもなくなった。
電気機械器具製造	工場内のレイアウト変更により、作業スペースが広がり、今まで受注できなかつた大きな部品の加工が行えるようになった。
海産物卸売・小売	最新式フライヤーの導入により、二度揚げと油切りが自動でできるようになり、1日当たりで100分程度の作業時間の短縮につながった。
食料品製造・販売	電動フォークリフトの導入により、重量物を短時間で運搬できるようになり、1日当たりの作業時間が30分～1時間短縮し、作業負担も軽減した。
保育園	人材育成教育訓練及び経営コンサルティングの実施により、業務マニュアル作成の整備や、保育スキルの向上、事務作業の効率化が図られた。
歯科診療所	新型治療用チェアユニットの導入により、治療機材の設置、処置、清掃等にかかる作業時間が短縮した。
スーパー・マーケット	自動釣銭機の導入により、会計ミスの解消、精算時間の短縮、レジ待ち行列の縮小、クレームの減少につながり、業務効率化が図られた。
製麺所	冷凍車の導入により、保冷材の梱包作業が不要になり、食品を冷蔵庫から冷凍車へ直接積み込むことができ、搬出作業時間が短縮した。
クリーニング	半自動包装機の導入により、衣類を包装する効率が30%向上し、仕上がりの量が1時間当たり従前の3倍に増加した。
ホテル	食器洗浄機の導入により、1回当たりの洗浄時間が3分の1に短縮した。また、衣類乾燥機や高圧洗浄機の導入により業務効率化が図られた。

業務改善助成金のより詳細な活用事例については、厚生労働省のHPに掲載されています。



キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度

▶ キャリアアップ助成金



検索



人材確保等支援助成金

(人事評価改善等助成コース)

人事評価制度や賃金制度の整備・実施による、生産性向上賃金アップ等の実現を図る事業主に対して助成する制度

▶ 人事評価改善等助成コース



検索



働き方改革推進支援資金

非正規雇用の待遇改善や従業員の長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む中小企業者等に対して融資する制度

▶ 働き方改革推進支援資金



検索



働き方改革推進支援センター

働き方改革に向けて、無料のワンストップ相談窓口を開設し、社会保険労務士などの専門家からの支援を実施

▶ 働き方改革推進支援センター



検索



よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を実施

▶ よろず支援拠点



検索



都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の連絡先

No.	労働局名	所在地	電話番号
1	北海道	〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎9階	011-788-7874
2	青森	〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階	017-734-6651
3	岩手	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3010
4	宮城	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8834
5	秋田	〒010-0951 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階	018-862-6684
6	山形	〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8228
7	福島	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階	024-536-2777
8	茨城	〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎6階	029-277-8294
9	栃木	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-633-2795
10	群馬	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4739
11	埼玉	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6210
12	千葉	〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階・2階	043-306-1860
13	東京	〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-6893-1100
14	神奈川	〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7357
15	新潟	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3527
16	富山	〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階	076-432-2740
17	石川	〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4429
18	福井	〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-22-0221
19	山梨	〒400-8577 甲府市丸の内1丁目1-11 山梨労働局4階	055-225-2851
20	長野	〒380-8572 長野市中御所1-2-2-1 長野労働総合庁舎4階	026-223-0560
21	岐阜	〒500-8723 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階	058-245-1550
22	静岡	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-252-5310
23	愛知	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階	052-857-0313
24	三重	〒514-8524 津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎2階	059-261-2978
25	滋賀	〒520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4階	077-523-1190
26	京都	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 京都労働局1階	075-241-3212
27	大阪	〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6941-4630
28	兵庫	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0700
29	奈良	〒630-8570 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階	0742-32-0210
30	和歌山	〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1170
31	鳥取	〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9 鳥取労働局2階	0857-29-1701
32	島根	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7007
33	岡山	〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-224-7639
34	広島	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階	082-221-9247
35	山口	〒753-8510 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0390
36	徳島	〒770-0851 徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718
37	香川	〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8924
38	愛媛	〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5222
39	高知	〒781-9548 高知市南金田1番39号 高知労働総合庁舎4階	088-885-6041
40	福岡	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4763
41	佐賀	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階	0952-32-7218
42	長崎	〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階	095-801-0050
43	熊本	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-352-3865
44	大分	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-532-4025
45	宮崎	〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
46	鹿児島	〒892-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	099-222-8446
47	沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4403

(令和3年3月)

● 7月2日第490回本審

- ・特定最低賃金の改正決定に関する申出があったことについて確認
- ・特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

※審議の進め方について意見が出された場合

令和3年度における特定最低賃金にかかる審議の進め方について説明。審議を進めるにあたっての手続きと関係法規について整理、説明。

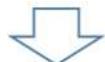


●○月○日第000回本審

- ・特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び特定最低賃金の改正決定について改めて諮問（再諮問）
- ・法25条1項に基づく専門部会（7業種）設置
- ・令6条第5項適用
- ・必要性の有無及び改正審議専門部会委員の推薦公示（公示期間：○/○～○/○）



- ・専門部会委員の任命
- ・必要性等専門部会の開催（8月下旬以降、各部会において開催）



- ・必要性の有無について、全会一致による議決
- ・令6条5項適用
- ・法第25条第2項に基づく専門部会
- ・則11条による意見聴取公示（議決をした日から3週間）

全会一致とならない場合
必要性なしの結論を本審に報告・答申（本審開催の時期については改定審議の部会の状況により調整）



- ・専門部会の開催日程については、意見聴取公示期間を考慮して調整
- ・条件付き諮問により、引き続き金額改正にかかる調査審議（9月下旬～10月上旬には再開、複数回の審議を経て結審、年内発効を念頭に日程調整）
- ・改正審議に移行した場合、法25条第2項に定める専門部会とする。（委員は兼務）



●○月○日第000回本審

- ・改正決定にかかる審議により全会一致に至らない特定最賃が生じた場合には本審において審議、議決の必要があるため開催
- ・必要性の有無について部会にて全会一致に至らなかった業種について、本審に報告、答申とするため開催
- ・10/29答申とした場合、異議申出締切は11/15